

平成 30 年度社会福祉法人白ゆり共生会本部総括

1 はじめに

改正社会福祉法が施行され制度が変わり、各役員の役割、責任が明確になり、その働きはますます重要になっています。決定機関としての評議員会、執行機関としての理事会の下で、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みをする責務等に努めて参りました。

当法人を設立し、事業展開を始めてから、5 年を経過しておりますが、法人が改正法の趣旨にかなう組織体制に至にはまだまだ多くの課題を抱えています。

本部体制の検討、財政基盤の強化、職員体制の整備等の課題に向かいつつ、テンポの遅い歩みですが一步一步前進してきているものと考えています。

法人の理念である、「ノーマライゼーション」社会を目指して、次のことを基本目標として今後とも事業展開を図ってまいります。

- (1) 私たちは障害者の基本的人権を尊重し、利用者の主体性を重んじ、その人らしい自己実現をはかり、より豊かな人生をおくることができるよう支援します。
- (2) 私たちは地域社会のなかの重要な社会資源であることを認識し、地域福祉の向上に寄与するよう取り組みます。
- (3) 利用者・職員の幸福な人生に寄与するために安定した施設運営に取り組みます。

2 法人本部の強化について

(1) 本部の改善について

本部体制を強化するための専任事務局長を置くことを志向し、協議をしてまいりましたがなかなか実現に至っておりませんでした。しかし、10 月より非常勤ながら週 18 時間勤務の事務局長が決定し、来年度からは事務局長は非常勤ではありますが、週 30 時間の専任常勤体制で勤務していただき、事務員につきましては正規職員を採用し各事業所の事務部門の軽減を出来るだけ行いたいと思います。

(2) 施設長会議と経営会議について

毎月 1 回の施設長会議と理事会の前段の経営会議を充実させ、各施設の課題を検証しながら、課題解決を図ることとし、施設の課題を共通認識できるよう会議を重ね、一定の機能を果たしています。今後も定期的開催し、施設長会議と経営会議を通して、理事会、評議員会に向けた意思統一を図ります。

(3) 職員研修について

職員支援スキル向上を目指して、経験豊富な講師を招いて研修会を 3 回にわたって開催し利用者理解を深めております。

(4) 法人ホームページについて

平成 30 年度においては平成 29 年度の事業報告、決算報告等のみをホームページを通じて公開しております。

3 施設運営について

(1) 施設全般について

平成 30 年度において、有期雇用職員 6 名の中途退職が生じております。年度中には公募により職員採用試験を行い、職員 1 名を採用しました。年度内に募集を行い正規職員 2 名の採用する予定です。

(2) 自立生活支援センター北上

ア サービス利用計画作製について

目標 100 件を設定して取り組んできましたが、94 件の実績となりました。

今後は、今年度実績をベースにして新規サービス利用者の利用計画をいかに増やすかが課題となります。

イ 一般相談事業について

一般相談においては、障がい者理解の促進と同時に利用者交流スペースを利用して当事者同士の情報交換、仲間づくりを支援してきています。一方、障害の問題を抱えた新たな相談が持ち込まれるケースがあり、一般相談事業の役割は大きいと考えています。丁寧な対応を心掛けつつ利用者を広げてまいります。

(3) ワークステーションきたかみ

ア 資金収支においてマイナスが生じております。経営的には、利用者の確保、利用者の利用率向上を図り収支の改善を図る課題があります。経営の安定を図るため、利用者の増加の方策と施設事業の見直しをする必要があります。

イ 利用者の工賃が福祉会計から流出している事実があり、受託事業の厳選と効率化が必要と思われまます。

(4) しらゆり工房

職員、利用者が一体となって、パン・菓子等の製造販売に努力しており、職員の退職等にもかかわらず一定の販売量を維持しています。収支状況も前年より改善が見られていますが、今後は、職員の定着を施設運営課題として取り組みます。

4 地域との連携

(1) ワークステーションきたかみでは、施設見学会を企画し近隣の住民と交流を図りました。また、施設内駐車場において、「産直」という名称の元に地元農家が野菜等を出品、また、ワークステーションきたかみでは利用者が作成した生産物を職員・利用者も参加して月に 1 回行ってまいります。

(2) しらゆり工房も、施設見学会等を企画し近隣の方々に来店の呼びかけを行い交流を図りました。